

福島県消防学校教育訓練指針

(第2期)



令和8年2月

福島県消防学校

福島県消防学校教育訓練指針(第2期)の策定にあたって

現行の福島県消防学校教育訓練指針(第1期)については、令和3年度から令和7年度までの5年間、本校が目指すべき道筋を単年度ごとに計画を策定し進めてきたところであるが、御承知のとおり、令和2年から令和5年までの4年間は、新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大等が発生し、感染防止対策を最優先とした宿泊棟の個室化対応等により、教育訓練の中止や単位時間数を凝縮するなど様々な制約の中で進めざるを得ない状況であった。結果的に、本来の到達目標水準に達していないのではないかとのアンケートによる回答もあり、多くの課題が浮き彫りとなった。

このことを踏まえて、令和8年度からの新たな福島県消防学校教育訓練指針(第2期)の策定にあたり、全国で頻発化・激甚化する多くの災害や、東日本大震災以降、本県が抱える特有の問題など、消防を取り巻く環境の変化や多くの課題等を解消し、時代が求める現場に即した教育を提供するため、福島県消防学校教育等関係機関担当課長等会を構成メンバーとする「新指針策定検討会」を立ち上げ、現場のニーズに応えるべく検討を重ねて新指針を策定したところである。

今後も、各関係機関との連携を強化するとともに、常に情報の発信基地として最新の教育を提供し、安心・安全が担保できる「我が故郷 福島」を守る消防人の育成に全身全霊で臨み、県民の期待に応えられる日本一の消防学校を目指したい。

令和8年2月

福島県消防学校長

目 次

I 教育訓練指針策定の目的等	1
II 教育訓練指針の位置付け	1
III 教育訓練指針の計画期間	2
IV 教育訓練指針の基本方針等	
(1) 消防職員	2
(2) 消防団員	2
(3) 一般教育	3
V 教育体制の整備	
(1) 教育訓練指針策定スケジュール	3
(2) 実施計画作成スケジュール	3
(3) PDCA サイクルによる効果検証	4
(4) 中期教育訓練基本ローテーション	5
(5) 教官派遣計画	6
(6) 関係機関との連携強化	6
VI 各教育科・課程の主眼と到達目標	
(1) 消防職員	
① 初任教育	8
② 専科教育	
ア 警防科	8
イ 特殊災害科	8
ウ 予防査察科	8
エ 危険物科	8
オ 火災調査科	9
カ 救急科	9
キ 救助科	9
③ 幹部教育	
ア 初級幹部科	9
④ 特別教育	
ア ポンプ操法指導員科	9
イ 救急救命土養成補助教育科	9
ウ 指揮隊長科	10
エ 通信指令科	10
オ 消防士長研修（旧 上級職員科）	10
(2) 消防団員	
① 基礎教育	10
② 専科教育	
ア 警防科	10
イ 機関科	10
③ 幹部教育	
ア 初級幹部科	11
イ 指揮幹部科現場指揮課程	11
ウ 指揮幹部科分団指揮課程	11
④ 特別教育	
ア 訓練礼式指導員科	11
イ ポンプ操法指導員科	11
ウ ラッパ吹奏科	11
エ 女性消防団員科	11
⑤ 校外教育	11
(3) 一般教育	
① 自衛消防隊員教育	12
② 少年消防クラブ員教育	12
VII 各教育科・課程における入学資格等	
① 初任教育	12
② 専科教育	
ア 警防科	12
イ 特殊災害科	12
ウ 予防査察科	12
エ 危険物科	12
オ 火災調査科	12
カ 救急科	12
キ 救助科	12
③ 幹部教育	
ア 初級幹部科	12
④ 特別教育	
ア ポンプ操法指導員科	13
イ 救急救命土養成補助教育科	13
ウ 指揮隊長科	13
エ 通信指令科	13
オ 消防士長研修（旧 上級職員科）	13
(2) 消防団員	
① 基礎教育	13
② 専科教育	
ア 警防科	13
イ 機関科	13
③ 幹部教育	
ア 初級幹部科	13
イ 指揮幹部科現場指揮課程	13

ウ 指揮幹部科分団指揮課程	13	⑤ 校外教育	26
④ 特別教育		(3) 一般教育	
ア 訓練礼式指導員科	13	① 自衛消防隊員教育	26
イ ポンプ操法指導員科	13	② 少年消防クラブ員教育	26
ウ ラッパ吹奏科	13		
エ 女性消防団員科	13		
(3) 一般教育			
① 自衛消防隊員教育	14	(1) 消防職員	27
② 少年消防クラブ員教育	14	(2) 消防団員	27

VIII 各教育科・課程の基本的カリキュラム等

(1) 消防職員	
① 初任教育	15
② 専科教育	
ア 警防科	16
イ 特殊災害科	17
ウ 予防查察科	17
エ 危険物科	18
オ 火災調査科	18
カ 救急科	19
キ 救助科	20
③ 幹部教育	
ア 初級幹部科	20
④ 特別教育	
ア ポンプ操法指導員科	21
イ 救急救命士養成補助教育科	21
ウ 指揮隊長科	22
エ 通信指令科	22
オ 消防士長研修(旧 上級職員科)	22
(2) 消防団員	
① 基礎教育	23
② 専科教育	
ア 警防科	23
イ 機関科	24
③ 幹部教育	
ア 初級幹部科	24
イ 指揮幹部科現場指揮課程	24
ウ 指揮幹部科分団指揮課程	25
④ 特別教育	
ア 訓練礼式指導員科	25
イ ポンプ操法指導員科	25
ウ ラッパ吹奏科	25
エ 女性消防団員科	26

IX 教育訓練トレーニングビジョン

(1) 消防職員	27
(2) 消防団員	27

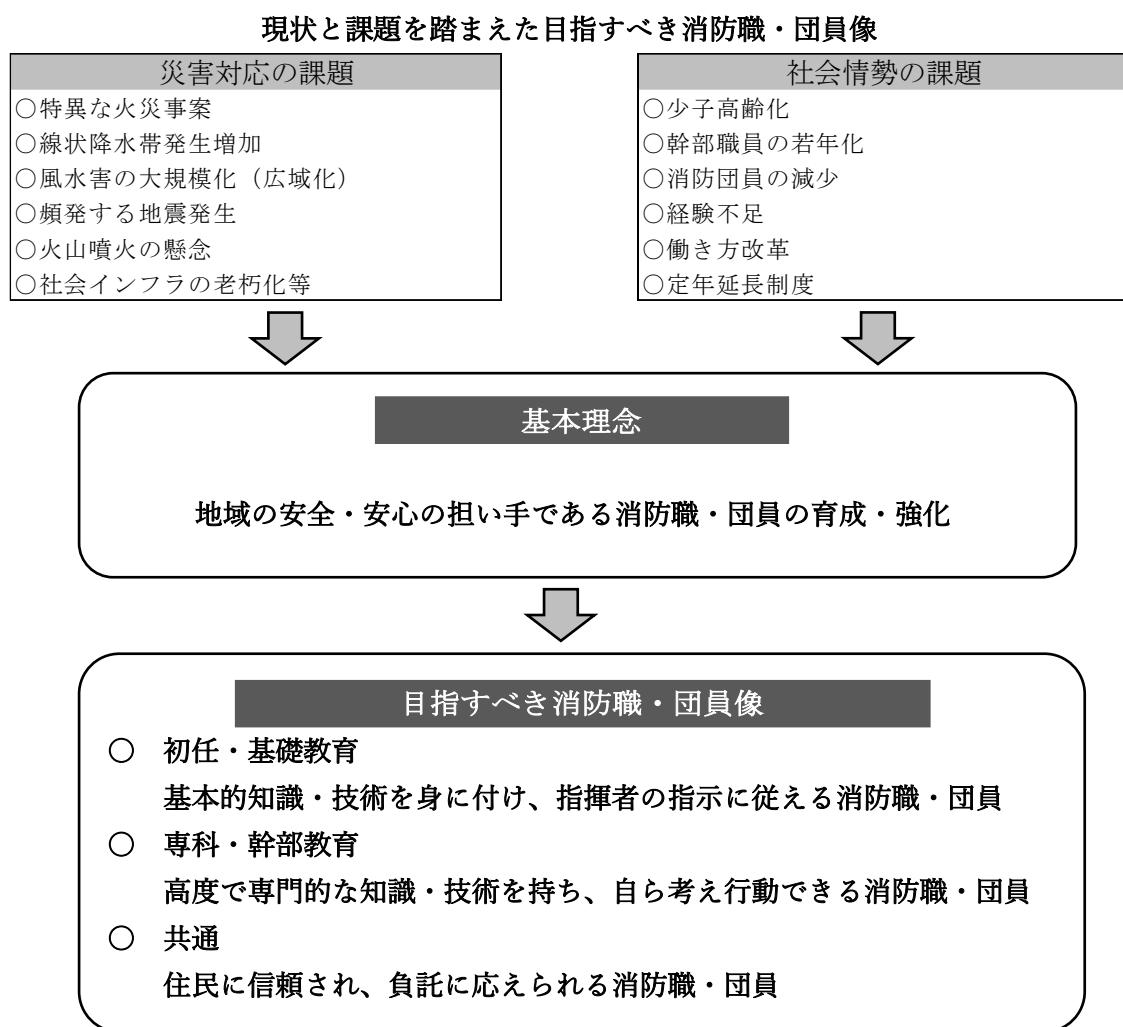
資料

【新指針策定に係る検討・開催経過等】

令和5年度	29
令和6年度	30
令和7年度	32

【I 教育訓練指針策定の目的等】

少子高齢化が加速度的に進む中、10年に一度と言われていた甚大な被害をもたらす災害が、頻発化・激甚化し、全国各地に爪痕を残している。それに加え、働き方改革や定年延長制度の施行など、消防を取り巻く環境の劇的な変化に対応を迫られている。このことを踏まえ、本校では、消防職員及び消防団員（以下「消防職・団員」という。）の災害対応能力や防災指導能力の向上のため、教育体制や教育環境等の整備を行うとともに、社会情勢にマッチした教育訓練計画を構築するため、中期的な視点による福島県消防学校教育訓練指針（以下、「教育訓練指針」という。）を策定するものである。



【II 教育訓練指針の位置付け】

教育訓練指針は、消防学校における教育訓練の目指すべき姿を明確にし、福島県消防学校教育訓練規則（昭和41年4月1日県規則第21号）（以下、「教育訓練規則」という。）第7条の規定に基づく学校教育実施計画（以下、「実施計画」という。）の策定の際の方向性を指示すための上位計画として位置付けるものとする。

【Ⅲ 教育訓練指針の計画期間】

本教育訓練指針(第2期)の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

【Ⅳ 教育訓練指針の基本方針等】

「地域の安全・安心の担い手である消防職・団員の育成・強化」という基本理念に基づき、本教育訓練指針においては、以下に示す内容を基本方針として、具体的な方策を開発する。

(1) 消防職員

① 最優先事項（初任教育及び救急科）の実施

消防職員としての第一歩となる初任教育については、基本的な知識や技術の習得が必要不可欠であることや、年々増加の一途をたどっている救急要請に対応するため、資格要件として必須となる救急隊員の養成については、最優先事項として毎年実施する。

② 専科教育、幹部教育及び特別教育の明確化と教育内容の充実・強化

教育カリキュラムの見直しにより、若年層（初任教育・救急科修了以降）専門的な知識や技術を習得する警防系の教育が手薄となったことから、これまで、指揮を執る隊長レベルを対象としてきた専科教育（警防科・特殊災害科）について、対象とすべき入学の条件を隊員クラスに統一し、各教育の目的を明確化する。

また、幹部教育・専科教育の定年延長に伴う役職定年等の影響により、経験の浅い若手の幹部職員が部隊を統括する場面が想定されることから、教育による知識・技術等の拡充を図るとともに、不安の解消につなげるための効果的な教育を実践するとともに、社会情勢に鑑み、各種ハラスメントに係るコンプライアンス事案の対応や、大規模災害対応などの対策についても、より現場を意識した教育の提供を推進する。

③ 女性消防職員のさらなる活躍に向けた教育訓練の実施

住民サービスの向上及び消防組織の強化などの観点から、女性消防職員の更なる活躍が必要とされている。本県において、女性消防職員が働きやすい職場環境の整備を推進していくため、令和5年度から実施している1日開催の研修会を継続して実施するとともに、より効果的な教育訓練の在り方について検討する。

(2) 消防団員

① 各教育の入校促進と訓練内容の充実・強化

消防団員数の減少に歯止めがかからない状況が続いている、併せて少子高齢化もあって、消防団員の平均年齢も徐々に上昇している。さらに、コロナ禍を経て、これまで実施されていた定期的な訓練も回数が減るなどし、消防力の維持が困難な状況となっていることから、訓練の必要性と短時間で効果を挙げるための工夫された訓練内容への見直し等を図り、入校の促進と訓練内容の充実強化に繋げる教育を推進する。

その第1弾として、特別教育女性消防団員科について、宿泊を伴わない1日開催の要望結果を踏まえ、内容を精査するとともに隔年開催の計画案とし、入校促進

に繋げる。

② 関係機関との連携による合理的な教育訓練の実施

これまで、県消防協会が学校教育とは別に単独で開催していた「訓練指導員研修」について、訓練内容が、消防学校教育の「指揮幹部科分団指揮課程」に類似しており、隣県消防学校においては、兼ねて開催している実績等があることから、本校において検討した結果、実施単位時間数を一部追加（2単位）し、合理的に入校者の拡大を図るため県消防協会と連携し、訓練指導員研修を兼ねた形の「指揮幹部科分団指揮課程」として実施する。

(3) 一般教育

① 防災意識の高揚と入校促進

コロナ禍の影響により、再開した一般教育の入校者数が低迷している。各関係機関との連携を図り、これまでの周知方法のみならず、SNS等の活用を含め、防災意識の高揚を図り、更に入校促進に繋がる情報の発信を目指す。

【V 教育体制の整備】

(1) 教育訓練指針策定スケジュール

本教育訓練指針の計画期間については、前述のとおり令和8年度から令和12年度までとしているが、各消防本部からの職員派遣に関する中期的計画（以下、「教官派遣計画」という。）との関連があり、教育訓練指針とセットで示す必要があるが、教官派遣計画については、令和8年度に派遣予定となる該当消防本部の人事上の措置や、事前準備（消防大学校の入校等）等の都合上、2年程度の期間が必要と推測されることから、教育訓練指針を示す前年度に教官派遣計画を提示するものとする。

◆教育訓練指針策定スケジュール（案）

	R8～R12（第2期）計画案		R13～R17（第3期）計画案
R6年度	R8～R12 教官派遣計画 提示	R6年度	
R7年度	次期教育訓練指針 承認	R7年度	
R8年度	教育訓練指針 計画期間	R8年度	
R9年度		R9年度	
R10年度		R10年度	
R11年度		R11年度	R13～R17 教官派遣計画 提示
R12年度		R12年度	次期教育訓練指針 承認
R13年度		R13年度	教育訓練指針 計画期間
R14年度		R14年度	
R15年度		R15年度	
R16年度		R16年度	
R17年度		R17年度	

(2) 実施計画策定スケジュール

本指針の「中期（R8～R12）教育訓練基本ローテーション」に基づき、年度ごとに実施計画を策定するが、時代のニーズに合わせ新たな教育（特別教育）の必要が生じた場合は、福島県消防学校教育等関係機関担当課長等会（以下、「担当課長等会」という。）において協議・検討し、柔軟に対応することができるものとする。

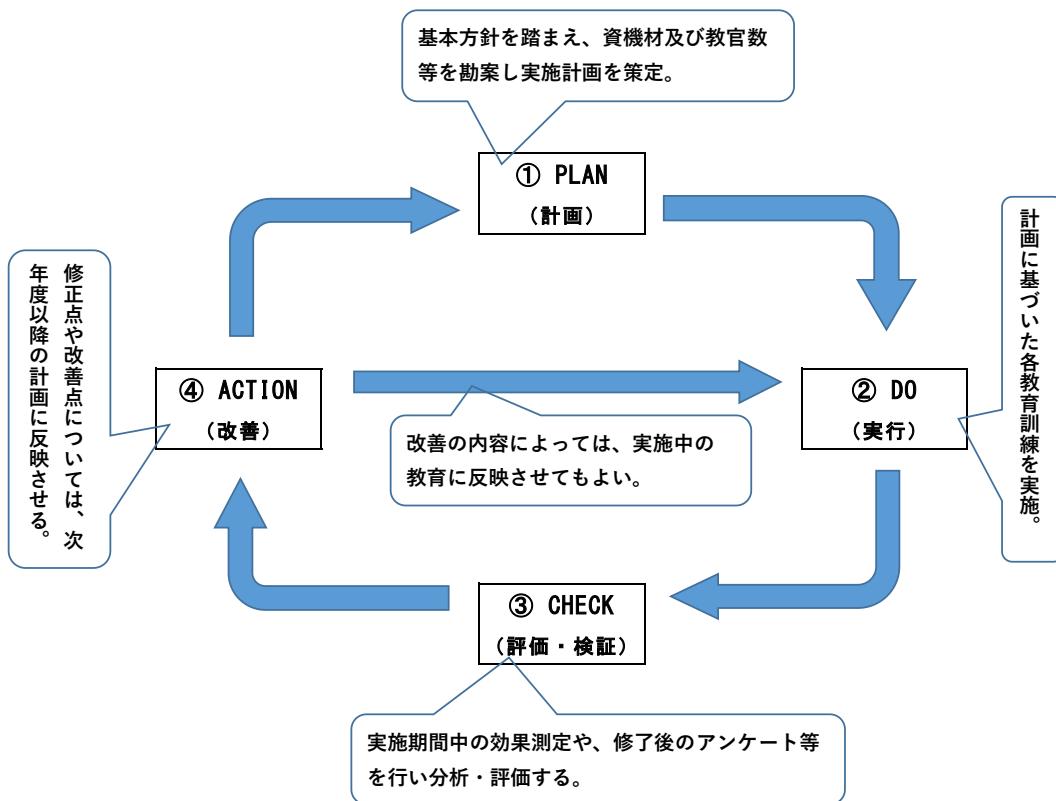
◆実施計画策定スケジュール（案）

	担当課長等会	運営協議会	消防学校
4月			
5月			前年度効果検証・次年度計画素案策定
6月	第1回会議（協議・修正）		
7月			
8月			
9月	第2回会議（最終調整）		
10月		運営協議会開催（承認）	各市町村等へ次年度計画（経費等）周知
11月			
12月			
1月			次年度計画確定（実施要領送付）
2月			
3月			

（3）PDCAサイクルによる効果検証

実施計画に基づき実施された教育の効果を評価するため、到達目標の達成度、学生の理解度、教育単位時間数の適正度、訓練内容等様々な角度からPDCAサイクルによる効果検証を行い、翌年以降の実施計画及び各教育訓練へ反映させ、より効率的かつ効果的な教育が提供できるよう推進する。

◆PDCAサイクルによる評価方法



(4) 中期教育訓練基本ローテーション

令和3年度から令和7年度までの教育訓練指針にあっては、各消防本部や各市町村からの要望を直接反映させ、時代のニーズに応えながら単年度ごとに実施計画を策定する方法を基本としたが、計画途中の令和5年度第1回担当課長等会の席上において、単年度ごとに示す方法より、中・長期的なローテーションを提示された方が、入校計画（人選等）も立てやすいとの要望が多くあったことから、最終年度となった令和7年度については、令和6年度の実施計画策定と同時に原案を策定したところである。

また、令和6年度において、教育メニューの見直しを行い、令和8年度からの教育訓練指針においては、未実施または休止状態の教育については、一旦メニューから外し実施する教育のみを掲載し、中期教育訓練基本ローテーションとして提示することとした。

◆中期（第2期）教育訓練基本ローテーション（案）

教育種別		年度						
		8	9	10	11	12		
消防職員	初任教育	※	○	○	○	○	○	毎年
	専科教育	警防科	※	○	○	○	○	毎年
		特殊災害科	※		○		○	隔年
		予防査察科	※	○	○	○	○	毎年
		危険物科	※	○			○	3年に1回
		火災調査科	※		○	○		3年に1回休止
		救急科	※	○	○	○	○	毎年
		救助科	※	○	○	○	○	毎年
	幹部	初級幹部（司令補対象）	※	○	○	○	○	毎年
	特別教育	ポンプ操作法指導員科		○		○		開催年度実施
		救命士養成補助教育科		○	○	○	○	毎年
		指揮隊長科		○		○		隔年
		通信指令科		○	○	○	○	毎年
		消防士長研修		○	○	○	○	毎年
消防団員	基礎教育	※	○	○	○	○	○	毎年（回数検討）
	専科教育	警防科	※	○		○		隔年
		機関科	※		○		○	隔年
	幹部教育	初級幹部	※	○	○	○	○	毎年
		指揮幹部科	現場指揮課程	※	○	○	○	毎年（回数検討）
		分団指揮課程	※	○	○	○	○	毎年（回数検討）
	特別教育	訓練礼式指導員科		○		○		隔年
		ポンプ操作法指導員科			○		○	開催前年度実施
		ラッパ吹奏科		○		○		隔年
		女性消防団員科			○		○	隔年
一般	校外教育		○	○	○	○	○	1年に6～7支部
	自衛消防隊員教育		○	○	○	○	○	毎年
	少年消防クラブ員教育		○	○	○	○	○	毎年

※印は、国が示す基準の教育科・課程

(5) 教官派遣計画

これまでの教官派遣計画（R3 年度～R7 年度）については、実施計画とは別に取り扱い、初任教育の入校者数や、他の教育との最繁忙期との兼ね合いから、派遣人数等についてもその都度協議し、福島県消防長会にその調整等をお願いする方法としてきたが、教育訓練指針の基本方針に基づき、より高みを目指した効果的で効率の良い教育の提供をするため、教育効果の検証による評価と改善はもとより、教官自身のスキル・レベルアップのための研修等に積極的に参加させるとともに、キャリアアップに繋がる人材育成を強化するため、「中期教育訓練基本ローテーション」とセットで教育訓練指針に掲載することとする。

なお、安定的な教育を提供し続けるため、各種調整業務を担うプロバー教官 3 名、消防戦術等の知識・技術の教授を行う派遣教官 7 名（警防担当 3 名、予防担当 2 名、救急担当 2 名）、一般行政・警防関係・予防関係の講師 3 名体制を維持し、教育訓練の充実を図ることを目的とした教官派遣計画とする。

◆教官派遣計画（案）

所属	区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
福島	学校	救急	救急	警防	警防	救急	救急	予防	予防	警防	警防
	航空隊	隊員	隊員	副隊長	副隊長	隊長	隊員	隊員	隊員	副隊長	副隊長
いわき	学校	予防	予防		救急	救急		警防	警防		予防
	航空隊	隊員	副隊長	副隊長	隊長	隊員	隊員	隊員	副隊長	副隊長	隊長
郡山	学校	警防	警防	救急	救急	予防		警防	警防	救急	救急
	航空隊	副隊長	副隊長	隊長	隊員	隊員	隊員	副隊長	副隊長	隊長	隊員
須賀川	学校	予防	救急	救急		警防		警防		予防	予防
	航空隊	隊長	隊員	隊員	隊員	副隊長	副隊長	隊長	隊員	隊員	隊員
白河	学校	警防	警防				救急	救急		警防	警防
	航空隊	隊員	隊員	隊員	副隊長	副隊長	隊長	隊員	隊員	隊員	副隊長
会津若松	学校	救急	警防	警防	予防	予防	警防	警防	救急	救急	警防
	航空隊	副隊長	隊長	隊員	隊員	隊員	副隊長	副隊長	隊長	隊員	隊員

所属	区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
伊達	学校			警防	警防					予防	予防
	航空隊	隊員	隊員				隊員	隊員	隊員		
安達	学校						予防	予防			
	航空隊			隊員	隊員	隊員				隊員	隊員
喜多方	学校		予防	予防				救急	救急		
	航空隊	隊員			隊員	隊員	隊員				隊員
南会津	学校				警防	警防					救急
	航空隊	隊員	隊員	隊員				隊員	隊員	隊員	
相馬	学校					警防	警防				
	航空隊		隊員	隊員	隊員				隊員	隊員	隊員
双葉	学校	警防		予防	予防				警防	警防	
	航空隊					隊員	隊員	隊員			

(6) 関係機関との連携強化

本校で実施する教育訓練を、より効果的で充実した内容とするためには、関係機関との連携強化が必要不可欠である。これは、単に消防学校と消防本部の関係性を強化することではなく、消防大学校等からの技術支援や関係省庁、民間企業を含めあらゆる分野との連携強化が、より良い教育の提供に繋がり如いては、県民の安全につながることになる。

また、関係機関との連携強化は、入校生のみならず教官の指導レベルのプラッシュアップにも繋がることから、積極的な連携強化に努めるものとする。

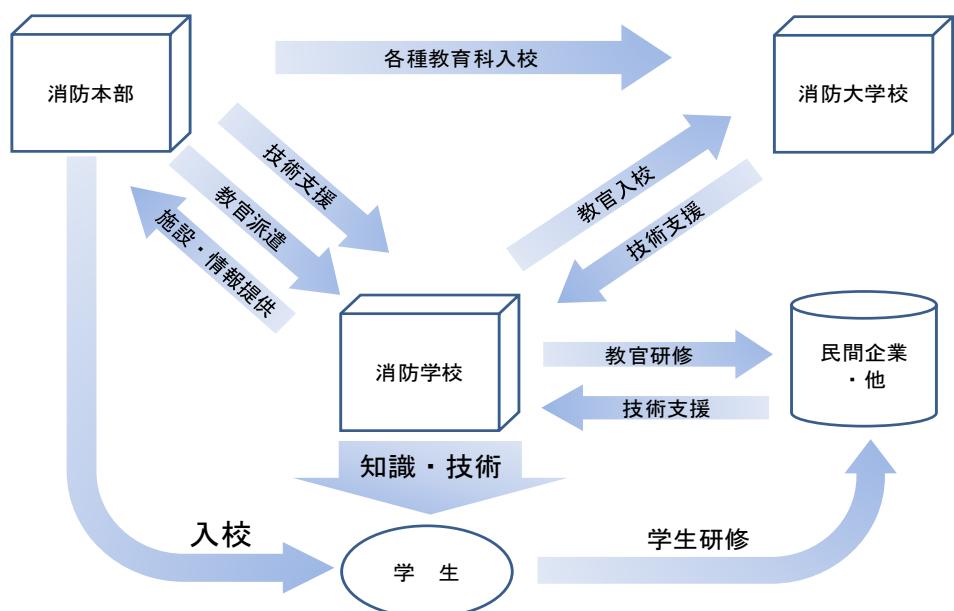
① 総務省消防庁消防大学校の活用

これまでの、教育訓練指針（第1期）においても、指導する教官自身の知識・技術を向上させるため、各種研修等に積極的に参加させることとしてきたが、これまでの効果の検証結果等から、本指針（第2期）においても継続する方向で進めることする。その第1候補を、消防大学校とし、積極的に活用する。

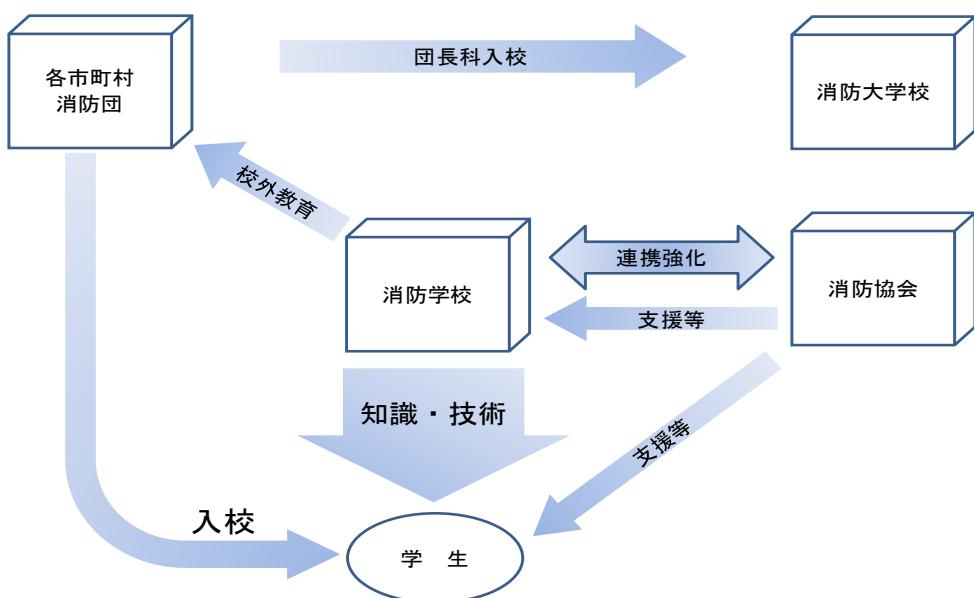
② 消防組織以外（民間企業を含む）の組織連携

消防の現場でも、大規模災害時は民間企業との連携による活動があるように、教育現場においても同様の連携による合同訓練等をすることにより、互いの弱点を補いながら、顔の見える関係が構築できることから、積極的に連携強化に努める。

※ 連携イメージ 例1



※ 連携イメージ 例2



【VI 各教育科・課程の主眼と到達目標】

(1) 消防職員

① 初任教育

初任教育	主 眼
	消防職員として、初めて採用された者に対して、消防活動技術や防火・防災に関する基本的かつ基礎的な知識と技術はもちろんのこと、強靭な気力や体力づくり、社会人としての豊かな人格を形成させるための教育訓練を行う。
	到 達 目 標
	1 公務員としての服務義務を理解し、職務意欲が旺盛で、住民の信頼を得られること。 2 警防隊員として基本的な安全管理について理解し、自らの安全を確保し、災害現場では、隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。 3 消防業務全般について概要を理解していること。 4 住民からの一般的な質問に応答できること。

② 専科教育

災害等に的確に対応できるよう高度な専門知識と技術を習得させるとともに、消防活動の基本となる規律の保持や、体力鍛成の促進等職員のこれからのキャリア形成のための土台づくりにつながる教育訓練を行う。

警防科	主 眼
	災害現場等において警防活動をする隊員に対し、幅広く専門的な知識及び技術を習得させるための教育訓練を行う。
	到 達 目 標
	1 警防行政の現状及び課題を理解していること。 2 防災関係法令に関する専門的知識及び災害対策に関する最新の知識を豊富に有していること。 3 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において適切かつ効果的に活動ができること。 4 心身の健康管理に積極的に取り組めること
特殊災害科	主 眼
	特殊災害現場において消防活動をする者に対し、危険物質等に係る基本的知識や各種災害活動要領などの専門的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。
	到 達 目 標
	1 安全、適切かつ効果的な消防活動に必要な特殊物質に関する専門的知識を豊富に有していること。 2 特殊かつ異様な災害への対応を含め、災害の態様に応じた的確な消防活動要領を理解していること。 3 災害現場において、各隊員の安全管理を優先し、適切かつ効果的な消防戦術ができること。
予防査察科	主 眼
	予防査察に必要な査察着眼点や危険物規制、違反処理など基礎的、専門的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。
	到 達 目 標
	1 査察行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。 2 防火管理、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を習得していること。 3 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物の関係者（当該違反対象物の管理について権原を有するものを含む。）に対して是正を指導できること。
危険物科	主 眼
	危険物の施設での災害時の対処方法や許認可に係る基準、違反処理など、基礎的、専門的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。
	到 達 目 標
	1 危険物行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。 2 危険物化学、指定可燃物及び液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識を豊富に有していること。 3 危険物施設に対して許認可等の規制を的確に行い、違反を適切に処理できること。

火災調査科	<p style="text-align: center;">主 眼</p> <p>原因調査の内容、進め方、原因調査要領や鑑定要領等、基礎的、専門的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。</p>
	<p style="text-align: center;">到達目標</p> <p>1 火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。 2 原因調査、損害調査及び鑑定等に係る専門的知識を豊富に有しており、的確な判断能力を備えていること。 3 文書実務に係る知識を豊富に有しており、技能を十分に発揮できること。</p>
救急科	<p style="text-align: center;">主 眼</p> <p>消防法施行令第44条第5項第2号（救急業務に関する教育（総務省令で定める）課程）及び施行規則第51条の規定に基づく教育を修了させるための教育訓練を行う。</p>
	<p style="text-align: center;">到達目標</p> <p>1 救急業務及び救急医学に関する基本的な知識を有していること。 2 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。 3 応急処置に必要な専門的技能を十分に発揮できること。 4 救急用器具及び材料の取扱いに関して精通していること。</p>
救助科	<p style="text-align: center;">主 眼</p> <p>消防組織法第4条第2項第16号の規定に基づく告示「救助活動に関する基準」第6条第1項の教育訓練の基準に規定する救助科を修了させるための教育訓練を行う。</p>
	<p style="text-align: center;">到達目標</p> <p>1 厳しい条件の下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気及び強靭な身体を有していること。 2 救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、専門的で高度な技能及び技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できること。 3 救助活動及び救助訓練において自らの安全を確保できること。</p>

③ 幹部教育

消防に関する高度の知識・技術を総合的に習得させるとともに資質の向上を図り、幹部としてふさわしい人材育成につなげる教育訓練を行う。

初級幹部科	<p style="text-align: center;">主 眼</p> <p>主として消防司令補（消防士長の階級にある者であって部隊または係の長である者を含む。）に求められる業務管理能力や消防部隊（小隊単位）の指揮などを習得させるための教育訓練を行う。</p>
	<p style="text-align: center;">到達目標</p> <p>1 初級幹部としての責任及び立場を正しく認識していること。 2 初級幹部として消防行政の動向を理解していること。 3 上司を補佐し、部下を指導できること。 4 事故及び障害の発生時に、迅速な初動対応が able こと。 5 災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えること。</p>

④ 特別教育

現場対応や訓練指導等に特化した専門分野における高度な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。

ポンプ操作指導員科	<p style="text-align: center;">主 眼</p> <p>消防団員の消防技術の向上を図るために開催される消防操法大会における実施要領に定める操作の指導及び審査要領に定める審査方法等について公平な審査ができる指導者を養成するための教育訓練を行う。</p>
	<p style="text-align: center;">到達目標</p> <p>1 消防操法実施要領を理解し、消防操法の指導が able こと。 2 消防操法審査要領を理解し、消防操法の審査が able こと。</p>
救急救命士養成補助教育科	<p style="text-align: center;">主 眼</p> <p>救急業務に関する講習を修了し5年又は2000時間以上救急業務に従事した者が、国家試験の受験資格を取得するために入所する救急救命士法第34条第4号該当施設（以下「救急救命士養成所」という。）における授業の理解を容易にするための事前の教育訓練を行う。</p>
	<p style="text-align: center;">到達目標</p> <p>1 救急救命士養成所入所の心構えが able こと。 2 救急救命士養成所入所後、必要な基礎的解剖生理、病態生理、症状の理解が able こと。</p>

指揮隊長科	主 眼
	指揮隊長として求められる災害現場における的確な指揮を行うために必要な知識・技術の習得させるための教育訓練を行う。
通信指令科	到達目標
	1 指揮隊長としての立場を正しく認識していること。 2 指揮隊長として、無線速報、隊員への簡潔な指示、上級指揮者への報告など基本の型を身につけていること。
消防士長研修	主 眼
	消防士長の階級にある者に求められる業務管理能力や消防部隊（小隊単位）の指揮などを習得させるための教育訓練を行う。
	到達目標
	1 消防士長としての責任及び立場を正しく認識していること。 2 消防士長として消防行政の動向を理解していること。 3 上司を補佐し、部下を指導できること。 4 事故及び障害の発生時に、迅速な初動体制をとることができること。 5 災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理との確な下命を行えること。

(2) 消防団員

① 基礎教育

基礎教育	主 眼
	消防団員として任用後、経験が短い（概ね3年末満）者に対して、組織制度や火災防ぎよ、安全管理等、消防活動に必要な基礎的な知識・技術を習得させる教育訓練を行う。
	到達目標
	1 地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解していること。 2 災害現場では自ら安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。

② 専科教育

基礎教育を修了した消防団員に対して、特定分野に関し、専門的な知識や技術を習得させる教育訓練を行う。

警防科	主 眼
	消防団員として3年以上の経験を有する者に対し、火災防ぎよや安全管理など、災害現場における消防活動に必要な専門的知識や技術を習得させるための教育訓練を行う。
機関科	到達目標
	1 火災防ぎよ活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解していること。 2 災害現場において中核的な活動を遂行できること。
機関科	主 眼
	消防団員として1年以上の経験を有し、消防車両の運行に従事する予定の者に対し、道路交通法や緊急走行、ポンプ運用など、消防車両の運行に必要な専門的知識や技術を習得させるための教育訓練を行う。
	到達目標
	1 道理交通法関係法令及びポンプ工学に関する専門的知識を有すること。 2 消防自動車を迅速かつ的確に運行できること。

③ 幹部教育

幹部職員としての消防団の運営に必要な事項や現場の指揮・統率力の向上など、階級に応じた必要な能力のスキルアップにつながる教育訓練を行う。

初級幹部科	主 眼 消防団の班長の階級にある者に対し、消防財政や人事業務管理、安全管理、現場指揮など、消防団の運営に必要な専門的知識や技術を習得させるための教育訓練を行う。
	到達目標
	1 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解していること。 2 地域住民に対して防災指導を行えること。
指揮幹部科 現場指揮課程	主 眼 火災防ぎよや救助・救命、避難誘導など災害現場における部隊活動を実施するために必要な専門的知識や技術を習得させるための教育訓練を行う。
	到達目標
	1 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。 2 大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎよ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。
指揮幹部科 分団指揮課程	主 眼 消防団の管理運営や活性化、災害現場における分団の管理運営を適切に実施するために必要な専門的知識や技術を習得させるための教育訓練を行う。（消防協会・訓練指導員研修を兼ねる。）
	到達目標
	1 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。 2 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。

④ 特別教育

訓練礼式 指導員科	主 眼 消防団における訓練礼式の指導者となるための、必要な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。
	到達目標
	1 訓練礼式の基準を理解していること。 2 他の団員に対して、訓練礼式の指導がされること。
ポンプ操作 指導員科	主 眼 消防団員の消防操法技術の向上を図るために、消防操法実施要領に定めた行動を適切に指導できる指導者を養成するための教育訓練を行う。
	到達目標
	1 消防操法実施要領に定めた各番員の行動を正しく説明できること。 2 各番員の行動が展示でき、規律や節度、敏捷性、士気、安全性等について適切な指導ができること。
ラッパ吹奏科	主 眼 消防団員の規律維持及び志氣の高揚を図るため、消防団の式典及び行事におけるラッパ吹奏の基本などの技術を習得させるための教育訓練を行う。
	到達目標
	1 ラッパ吹奏の基本を理解すること。 2 基本的なラッパの吹奏ができること。
女性消防 団員科	主 眼 女性消防団員を採用する消防団は全都道府県に浸透しており、活躍が期待されている中、訓練礼式、予防広報・防火指導能力の向上や、消火に関する技術を習得させるための教育訓練を行う。
	到達目標
	1 訓練礼式において、基本の姿勢や行進等の基本的な行動がであること。 2 予防広報の意義を理解し、地域住民に対しての広報要領を習得すること。 3 消火器、屋内消火栓等の操作要領を習得し、地域住民に対しての指導要領を習得すること。

⑤ 校外教育

校外教育 (幹部対象)	主 眼 各支部の幹部団員（班長以上）又は幹部昇格予定団員を対象とし、地域における消防団員の消防力強化、活性化を図るために、消防学校の教官を派遣し、訓練礼式など基礎的な知識・技術を修得させるための教育訓練を行う。
	到達目標
	1 基本的な訓練礼式の要領を習得すること。 2 現場の指揮要領を理解し、他の団員に対し教育内容の伝達等ができること。

(3) 一般教育

自衛消防隊員教育	主　眼
	社会福祉施設に勤務する自衛消防隊員に対して、災害発生時の人の命の保護及び被害の軽減を図るために必要な基礎的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。
	到　達　目　標
少年消防クラブ員教育	1 自衛消防隊としての責務を理解する。 2 自衛消防隊員として、屋内消火栓等の消防用設備を活用した消防活動要領等を習得する。 3 基礎的な応急救護要領を習得する。
	主　眼
	県内の少年消防クラブ員を対象とし、応急手当や煙体験等の各種体験学習による防災意識の向上、県内各地域の少年消防クラブ員との親交を深めることを目的とした教育訓練を行う。
	到　達　目　標
	1 各種体験学習を通じ、防災に対する意識が向上すること。 2 県内各地域の少年消防クラブ員との親交が深まること。

【VII 各教育科・課程における入学資格等】

各教育科及び課程における入学資格と学生数については、下記のとおり。

なお、入学資格内に記載の（ステップ1・2・3）とは、【IX 教育訓練トレーニングビジョン】※ロールモデル（例）の記載内容。（P27～28を参照）

(1) 消防職員

① 初任教育

教育科	入学資格	学生数
初任教育	新たに消防職員として採用された者（ステップ1）	1クラス40名

② 専科教育

教育科	入学資格	学生数
警防科	警防業務に従事して3年未満の者（ステップ2）	25名程度
特殊災害科	特殊災害業務に従事して3年未満の者（ステップ2）	25名程度
予防査察科	予防業務に従事して3年未満の者（ステップ2）	25名程度
危険物科	危険物業務に従事して3年未満の者（ステップ2）	20名程度
火災調査科	火災調査業務に従事して3年未満の者（ステップ2）	20名程度
救急科	救急業務に従事するための講習（消防法施行規則第51条関係）未受講者（ステップ1）	1期40名
救助科	救助業務に従事して3年未満の者（ステップ2）	25名程度

③ 幹部教育

教育科	入学資格	学生数
初級幹部科	消防司令補に昇任して3年未満の者（ステップ3）	25名程度

④ 特別教育

教育科	入学資格	学生数
ポンプ操法指導員科	消防団員に対する操法指導に従事して3年未満の者（ステップ2）	20名程度
救急救命士養成補助教育科	救急救命士国家資格を取得するため翌年度養成所に入所予定の者（ステップ2）	25名程度
指揮隊長科	警防隊員として10年以上の経験を有し、指揮業務に従事し3年未満の消防司令または消防司令補の階級にある者（ステップ3）	25名程度
通信指令科	通信指令業務に従事して3年未満の者（ステップ2）	20名程度
消防士長研修	消防士長に昇任して3年未満の者（ステップ2）	25名程度

（2） 消防団員

① 基礎教育

教育科	入学資格	学生数
基礎教育	入団後、3年未満の者（ステップ1）	60名程度

② 専科教育

教育科	入学資格	学生数
警防科	消防団員として3年以上の経験を有している者（ステップ2）	30名程度
機関科	消防団員として1年以上の経験を有し、消防車両の運行に従事（または予定）している者（ステップ2）	20名程度

③ 幹部教育

教育科・課程	入学資格	学生数
初級幹部科	班長の職に昇任し、おおむね5年以内の者（ステップ3）	60名程度
指揮幹部科 現場指揮課程	部長又は班長と同等の実務経験を有する班長の階級にある者（ステップ3）	40名程度
指揮幹部科 分団指揮課程	分団長又は副分団長の階級にある者及び訓練指導員（ステップ3）	60名程度

④ 特別教育

教育科	入学資格	学生数
訓練礼式指導員科	訓練礼式指導員及び指導員と同等の階級にある者（ステップ2）	40名程度
ポンプ操法指導員科	操法指導員及び指導員と同等の階級にある者（ステップ2）	40名程度
ラッパ吹奏科	ラッパ吹奏に従事し3年未満の者または予定者（ステップ1）	40名程度
女性消防団員科	女性消防団員等で、入団から10年未満の者（ステップ2）	20名程度

(3) 一般教育

教育科	入学資格	学生数
自衛消防 隊員教育	消防防火対象物（施行令別表1(6)項ロ・ハ・ニ）に勤務する職員	40名程度
少年消防 クラブ員教育	少年消防クラブ員	50名程度

【VIII 各教育科・課程の基本的カリキュラム等】

(1) 消防職員

① 初任教育

種目・種類	教科目(主なもの)	単位時間	種目・種類	教科目(主るもの)	単位時間	
基礎教育	消防倫理総論	5	建築	建築構造	10	
	社会と消防			建築法令		
	消防人の資質			建築規制		
	地方公務員制度	28		消防活動上の規制		
	地方公務員の義務と責任	安全管理	安全管理の概要	16		
	地方公務員の権利と服務規律		日常業務における受傷危険と事故防止			
	公務員倫理		警防活動			
	文書事務		救助活動			
	消防行政と法		20		救急活動	
	法の分類				体力管理	
	法の効力と適用				メンタルヘルス(惨事ストレスを含む。)	
	法律の目的	特殊災害と保安	放射線物質災害	10		
	消防法関係法令の体系		生物災害			
	行政法基礎知識		化学災害			
実務教育	消防制度	9	火災防ぎよ	火災	30	
	消防の任務			火災防ぎよ		
	消防の組織			火災防ぎよ活動		
	地方自治制度			建物火災防ぎよ		
	物理	10		建物以外の火災防ぎよ		
	化学	火災調査	火災調査の基礎知識	15		
	電気		火災原因調査の内容			
	燃焼と消火		火災原因調査の方法			
	防火管理制度		20		火災損害調査の内容	
	消防計画				火災原因調査の方法	
	統括防火管理制度				火災調査書類	
	防火対象物点検報告制度	防災	災害対策	23		
	自衛消防組織		震災対策			
実務教育	防災管理		気象灾害			
	消防広報		水防対策			
	危険物		8		国民保護	
	危険物施設				広域応援等	
	消防用設備等の概要	12	急救	自主防災	50	
	消防用設備等の着工と設置届・検査			消防団		
	消火設備			救急業務		
	警報設備			救急活動		
	避難設備			解剖・生理		
	消防活動上必要な施設			救急資機材		
	消防用設備等に係る総合操作盤			応急処置		
	特殊消防用設備等			傷病者別応急処置		
査察	査察の基礎等	27	消防機械・ポンプ	消防用自動車等	10	
	査察要領			消防器具		
	違反処理			消防防災通信設備		

種目・種類	教科目（主なもの）	単位時間	種目・種類	教科目（主るもの）	単位時間	
実科訓練	概要	50	機器取扱訓練	概要	55	
	各個訓練			各種資機材の諸元・性能・取扱要領、保守管理要領		
	通常点検			消防活動訓練	85	
	敬礼動作		消防活動応用訓練	救助活動訓練		
	小隊訓練			火災総合訓練		
	概要	82		救急救助総合訓練		
	ポンプ自動車	体育		55		
	放水					
	検索					
	防火衣等着脱					
救助訓練	搬出	その他の実務研修		125		
	概要		45			
	ロープ取扱技術					
	救助操法				行事・その他	

標準的な教育訓練日数等

- 総日数：176日 ※年度によって異なる
- 実日数：119日
- 単位時間数：800時間

② 専科教育

ア 警防科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	
講話	職責と心構え	1	図上訓練	図上訓練の目的と実施要領	10	
防災	災害対策基本法の概要	5		各種想定訓練（現場指揮と安全管理に配意）		
	水防法の概要			事後検討と検証結果の発表		
	武力攻撃事態における国民保護に係る消防の役割			実技訓練の目的と実施要領	15	
	防災に係る主要通知の内容			各種想定訓練（現場指揮と安全管理に配意）		
警防対策	警防行政の現状と課題	13		事後検討と検証結果の発表		
	近年の震災と地震対策の概要	実技訓練	消防戦術事例	6		
	近年の水害と水防対策の概要		特異火災事例			
	林野火災対策の概要		安全管理事例			
	放射性物質災害対策の概要		警防行政事例			
	生物剤・化学物質災害対策の概要		訴訟事例			
	緊急消防援助隊					
消防戦術と安全管理	情報収集要領	14	健康管理	消防職員に必要な体力と食事を通じた体力づくり	3	
	指揮命令伝達要領			トレーニング法の理論と実践上の留意事項		
	災害現場広報要領			メンタルヘルスと惨事ストレス		
	建物火災		効果測定		3	
	その他の火災					
	林野火災		行事その他			
	放射性物質災害					
	生物剤・化学物質災害					
	多数傷病者発生事故					

標準的な教育訓練日数等

- 総日数：12日 ※年度によって異なる
- 実日数：10日
- 単位時間数：70時間

イ 特殊災害科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	
講話	職責と心構え	1	特殊災害に 対する消防 活動要領	生物剤・化学剤災害		
特殊災害 の概論	特殊災害の意義と特性	2		圧気工事現場		
	特殊災害に対する消防活動の考え方			酸素欠乏現場		
危険性物質等 に係る基礎的 知識及び関係 法令	危険物	15		危険物災害	5	
	高圧ガス			高圧ガス災害		
	放射性物質			放射性物質災害		
	毒・劇物			毒・劇物に係る災害		
	火薬類			生物剤・化学剤災害		
	生物剤・化学剤			圧気工事現場		
	化学物質安全データシートとイエローカード			酸素欠乏現場		
	テロ災害の特性			テロ災害時の安全管理		
	消防法	図上訓練	図上訓練の目的と実施要領	7		
	高圧ガス保安法		各種想定訓練（現場指揮と安全管理に配意）			
	火薬類取締法		事後検討と検証結果の発表			
	石油コンビナート等災害防止法	効果測定		3		
	原子力災害関係法令					
	感染症関係法令	行事その他				
	生物剤・化学剤規制関係命令					
特殊災害に 対する消防 活動要領	危険物災害		16			
	高圧ガス災害					
	放射性物質災害					
	毒・劇物に係る災害					

ウ 予防査察科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	
講話	職責と心構え	1	違反処理	命令	14	
予防査察行政 の現状と課題	予防査察行政の現状と課題	1		許可の取消し等		
	消防関係法令の改正内容			告発		
消防同意	建築行政と消防行政との関係	6		代執行		
	消防同意制度			違反処理の際の基本的留意事項		
	消防に関する建築規制			違反処理マニュアル		
	消防同意の要領と留意事項			危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準		
査察	防火対象物の用途別の危険性	24		消防設備士免状の返納命令に関する運用基準	8	
	建築物の構造規制と査察着眼点			防火対象物の査察		
	防火管理制度の概要と査察着眼点			危険物施設の査察		
	消防用設備等の構造機能と査察着眼点			建築・設備図書の見方		
	火気使用設備・器具の査察着眼点	事例研究	違反処理事例	6		
	電気設備の査察着眼点		査察事例			
	少量危険物施設の査察着眼点		消防用設備設置指導事例			
	指定可燃物施設の査察着眼点		災害事例			
危険物規制	火気規制	7	効果測定		3	
	製造所等の保安管理に関する査察着眼点					
	製造所等の位置・構造・設備に関する査察		行事その他			
	製造所等の貯蔵・取扱いに関する査察着眼点					
違反処理	危険物施設ごとの査察着眼点					
	違反処理の意義、必要性及び行政指導					
	警告					

標準的な教育訓練日数等

●総 日 数：12日 ※年度によって異なる

●実 日 数：10日

●単位時間数：70時間

工 危険物科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	職責と心構え	1		貯蔵・取扱い・運搬・移送の基準	
危険物行政の現状と課題	危険物行政の現状と課題	2		許認可の手続き	
現状と課題	消防関係法令の改正内容			書類の審査	
				設備図書の見方	
	総論			危険物施設に対する措置命令	
	第1類危険物				
危険物化学	第2類危険物	5		危険物規制実務事例	
	第3類危険物			違反処理実務	4
	第4類危険物			災害事例	
	第5類危険物				
	第6類危険物				
			効果測定		
危険物規制	危険物規制の概要	21		行事その他	2
	危険物施設の設置・変更				
	危険物施設の保守管理と保安制度				
	危険物事業所の保安制度				
	通則				
	危険物施設ごとの基準				

才 火災調査科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	職責と心構え	1		損害の種別と損害調査項目	
	原因調査の責任と権限			焼損程度とり災程度	
	放失火捜査と原因調査			火災による死傷者	6
原因調査関係法規	消防及び警察の協力	6		現場調査の進め方	
	製造物責任法			損害額の評価と算出	
	情報公開				
	訟務対応			鑑定の概念	
				鑑定の実施要領	2
	原因調査の項目				
	原因調査の手段		調査実習	模擬火災調査	7
	燃焼理論と火災の特性		調査書類	調査書類の作成要領	14
	現場調査の進め方			特異火災事例	
	焼けの強弱と方向性の観察			調査書類作成事例	6
	電気火災の原因調査要領			訴訟事例	
	燃焼機器の原因調査要領				
	車両火災の原因調査要領		効果測定		
	化学火災の原因調査要領				
	微小火源火災の原因調査要領				
	放火火災の原因調査要領				
	延焼拡大要因の調査要領				
	死傷者発生時の現場調査要領		行事その他		3

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数：5日
- 実 日 数：5日
- 単位時間数：35時間

力 救急科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	単位時間
救急業務及び 救急医学の基礎	救急業務の総論及び医学概論	救急業務の沿革及び意義、救急隊員の責務等、医学概論	50
	解剖・生理	総論及び身体各部の名称、皮膚系、筋骨格系呼吸系、循環系、泌尿系、消化系、精神系、感覚系、内分泌系、生殖系、その他の系	
	社会保障・社会福祉	社会保障の概念、社会保障及び社会福祉の関係法規、社会福祉体制、医療保険	
	救急実務及び関係法規	死亡事故の取扱い、救急活動の通信システム及びその運用、救急活動の基礎的事項、救急活動の記録、救急事務の関係機関、救急業務の関係法規	
応急処置 の総論	観察	総論、バイタルサインの把握、全身・局所所見の把握、傷害の受傷機転、既往症等の聴取	73
	検査	一般検査、生理学的検査、検査機器の原理と構造、保守管理	
応急処置 の総論	応急処置総論	心肺蘇生、止血、被覆、固定、保温、体位管理、搬送	
	応急処置各論	気道確保、異物除去法、人工呼吸、胸骨圧迫心マッサージ（人工呼吸との併用を含む。）、酸素吸入、直接圧迫及び間接圧迫による止血、被覆、副子固定、在宅療法継続中の傷病者、搬送時における処置の維持、保温、体位管理、各種搬送、救出、車内看護	
	救急医療、災害医療	救急医療体制、プレホスピタル・ケアを担当する医療関係者、多数傷病者発生事故の対応、トリアージ	
病態別 応急処置	心肺停止	原因、病態生理、病態の把握、応急処置、病態の評価	67
	ショック・循環不全		
	意識障害		
	出血		
	一般外傷		
	頭部、頸椎（頸髄）損傷		
	熱傷、電撃傷		
	中毒		
	溺水		
特殊病態別 応急処置	異物（気道・消化管）		
	小児、新生児	小児及び新生児の基礎的事項、症状から見た小児救急疾患の重症度判定、小児の事故、心肺蘇生法	25
特殊病態別 応急処置	高齢者	高齢者の基礎的事項、ショック、体温、意識障害頭痛、胸痛、呼吸困難、その他の疾病	
	産婦人科、周産期	産婦人科及び周産期の基礎的事項、救急と関連する産婦人疾患、分娩の介助、分娩直後の新生児の管理	
	精神障害	精神科救急の基礎的事項、精神科救急への対応、病態の評価、精神科の治療等	
実習及び行事	その他の創傷の処置等	切断四肢の取扱い、多発外傷、鼻出血、眼損傷、口腔損傷、日（熱）射病、寒冷損傷、爆傷、酸欠、潜涵病、急性放射線障害、動物による咬傷・刺傷	35
		救急用資器材の操作法・保管管理・消毒、シミュレーション実習、医療機関及び現場における地図研修、入校式、修了式その他の行事	

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数：52日 ※年度によって異なる
- 実 日 数：37日
- 単位時間数：250時間

キ 救助科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	
講話	職責と心構え	1	安全管理	はしご利用による救助	30	
	安全管理に係る関係法令			地物利用による救助		
	災害関係機関との連絡・連携方法			立て抗救助		
	救助活動における安全管理の要点			横抗救助		
	火災時における救助隊の役割と安全管理の要点			濃煙検索、注水及び進入要領（建物構造別）		
	各種救助訓練における安全管理の要点			衝突・下敷き・横転事故の救助		
	訓練施設、設備の安全管理			座屈建物・倒壊建物からの救助		
	火災及び救助活動時の二次災害の予知			機械、建物（エレベーター、ゴンドラ等）からの救助		
災害救助対策	救助業務関係法令	23		救助事故現場における救急隊との連携訓練		
	救助隊の任務、編成及び装備			航空隊との連携訓練		
	国際消防救助隊の任務と編成	総合訓練	高所救助訓練・低所救助訓練	30		
	各種灾害種別ごとの救助対策と活動事例		火災対応訓練			
救急	観察方法、固定要領、搬送方法		5		多数傷者発生事故救助訓練	
	多数傷病者発生時の対応要領				特殊災害対応訓練	
救助器具取扱訓練	一般救助用器具		21		震災時対応訓練	
	重量物排除器具				トーレーニング理論	3
	切断用器具・破壊用器具				障害の予防、疲労回復等	
	検知・測定用器具				効果測定	6
	呼吸保護用器具				行事その他	
	除染用器具					
	隊員保護用器具					
	水難救助用器具・山岳救助用器具					
	検索用器具					
	高度救助器具					
	その他の救助用器具					

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数： 26 日 ※年度によって異なる
- 実 日 数： 20 日
- 単位時間数： 140 時間

③ 幹部教育

ア 初級幹部科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	
講話	公務員倫理と消防職員の倫理	1	消防財政	財政における国と地方の関係	3	
	初級幹部としての職責と心構え			地方財政と消防財政の仕組み		
訓練礼式	通常点検の実施要領	2		消防財政の現状と課題		
	物品授受の指導要領	人事業務管理	組織の活用と監督すべき事項			
消防時事	予防行政の現状と課題		8		組織と人間関係（上司・同僚・部下との関係）	
	警防行政の現状と課題				議会の権能と運営	
	救急行政の現状と課題				同和問題	
	消防関係法令の改正内容					

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	
人事業務 管理	男女共同参画	12	現場指揮	現場指揮者の心構えと任務	18	
	ハラスメント防止			現場指揮本部の重要性と効果		
	情報公開制度			火災防ぎよ指揮要領と留意点		
	個人情報保護制度			水災・救助・救急等の指揮要領と留意点		
	健康管理指導の要点		事例研究	人事管理事例	15	
	体力管理指導の要点			安全管理事例		
	メンタルヘルスと惨事ストレス			特異災害事例		
安全管理	公務災害の発生状況と傾向	10		苦情事例		
	組織における安全管理体制			訴訟事例		
	災害現場における安全管理体制			行事その他		
	災害現場等における事故発生時の措置要領					
	事故防止指導及び事故発生時の初動対応					
	再発防止の取組み					

標準的な教育訓練日数等

●総 日 数：12日 ※年度によって異なる

●実 日 数：10日

●単位時間数：70時間

④ 特別教育

ア ポンプ操法指導員科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	現状と課題	1
訓練礼式	操法に必要な規律節度	2
実施要領	操法要領の基本的知識	20
	実施方法	
審査要領	審査要領の基本的事項	20
	審査方法	
大会運営 要領	大会運営	4
	指導上の留意事項	
行事その他		1

標準的な教育訓練日数等

●総 日 数：9日

●実 日 数：7日

●単位時間数：48時間

イ 救急救命士養成補助教育科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	現状と課題	2
解剖生理・学科試験	解剖生理（概論・基礎・循環・呼吸器・脳神経）	10
シミュレーション	BLS・気道管理・静脈路確保・ブドウ糖投与	11
実技試験・質疑応答	総合シミュレーション	8
行事その他		3

標準的な教育訓練日数等

●総 日 数：5日

●実 日 数：5日

●単位時間数：34時間

ウ 指揮隊長科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	職責と心構え	1		木造建物火災対応現場指揮要領	
指揮理論	現場指揮概論	4	現場指揮訓練	耐火造建物火災対応現場指揮要領	10
	指揮本部運営要領			街区火災対応現場指揮要領	
	木造建物火災現場指揮要領			BC災害対応現場指揮要領	
	耐火造建物火災現場指揮要領				
無線運用要領	基本的無線運用要領	2	多数傷病者対応(MCLS)	多数傷病者発生時の現場指揮要領	7
	現着、状況、活動報告要領			情報集約要領	
	活動下命、活動集約要領			多数部隊運用要領	
図上訓練(現場指揮)	木造建物火災対応現場指揮要領	10	行事その他		1
	耐火造建物火災対応現場指揮要領				
	街区火災対応現場指揮要領				
	BC災害対応現場指揮要領				

標準的な教育訓練日数等

●総日数：5日

●実日数：5日

●単位時間数：35時間

エ 通信指令科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
管制実務教育	通信指令の現状と課題	6	実習	シミュレーション訓練	6
	通信指令員の役割		接遇	接遇・クレーム対応・電話対応	1
	緊急性・重症度識別		事例研究	グループ討論による課題解決	3
	通信コミュニケーション		行事その他		2
	119受信時の注意事項及び対応要領				
	口頭指導要領				
医学的基礎	解剖・生理	3			
	心停止に至る病態				
	心肺蘇生法				
	AED				
	その他の口頭指導対象病態				

標準的な教育訓練日数等

●総日数：3日

●実日数：3日

●単位時間数：21時間

オ 消防士長研修

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	
講話	公務員倫理と消防職員の倫理	1	人事業務管理	組織の活用と監督すべき事項	5	
	初級幹部としての職責と心構え			組織と人間関係（上司・同僚・部下との関係）		
訓練礼式	通常点検の実施要領	2		健康管理指導の要点		
	物品授受の指導要領			体力管理指導の要点		
消防時事	予防行政の現状と課題	9		メンタルヘルスと惨事ストレス		
	警防行政の現状と課題					
	救急行政の現状と課題			公務災害の発生状況と傾向		
	消防関係法令の改正内容			組織における安全管理体制		

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
安全管理	災害現場における安全管理体制	5	現場指揮	火災防ぎよ指揮要領と留意点	
	災害現場等における事故発生時の措置要領			水災・救助・救急等の指揮要領と留意点	
	事故防止指導及び事故発生時の初動対応			行事その他	1
	再発防止の取組み				
現場指揮	現場指揮者の心構えと任務	12			
	現場指揮本部の重要性と効果				

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数：5日
- 実 日 数：5日
- 単位時間数：35時間

(2) 消防団員

① 基礎教育

基礎教育Ⅰ

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
組織制度	消防団の沿革と組織	2
	消防団業務の内容等	
火災防ぎよ	火災の意義・燃焼条件と消火理論	2
	火災防ぎよ戦術の原則	
安全管理	消防団活動における危険要因	2
	事故防止対策・事故発生時の措置	
行事その他		1

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数：1日
- 実 日 数：1日
- 単位時間数：7時間

基礎教育Ⅱ

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
訓練礼式	各個訓練（停止間の動作・行進間の動作）	2
	小隊訓練・通常点検	
ポンプ操作法	各種機材取扱訓練	2
	放水訓練	
救急救助	心肺蘇生法・搬送法	2
	ロープ基本結索等	
その他		1

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数：1日
- 実 日 数：1日
- 単位時間数：7時間

② 専科教育

ア 警防科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	職責と心構え	1
火災防ぎよ	火災性状と消火理論	4
	注水技術	
防災	災害対策基本法と消防団の役割	2
	地域防災計画に占める消防団の役割	
	大規模災害の対応	
安全管理	危険予知訓練	2
	事故防止対策	

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
事例研究	警防戦術事例	2
	安全管理事例	
行事その他		1

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数：2日
- 実 日 数：2日
- 単位時間数：12時間

イ 機関科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	職責と心構え	1	機関整備	ポンプの点検要領	2
道路交通 関係法令	運転者の義務と安全運転 道路交通法・道路運送車両法	1		車両の点検要領	
緊急走行 要領	緊急自動車の交通方法	2	行事その他		1
	事故発生時の措置				
	基本走行訓練				
ポンプ運用	構造と作用	5	標準的な教育訓練日数等		1
	運用訓練			●総 日 数：2日	

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数：2日
- 実 日 数：2日
- 単位時間数：12時間

③ 幹部教育

ア 初級幹部科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	職責と心構え	1	防災指導 要領	消火訓練指導要領	2
訓練礼式	小隊編成と整頓	1		避難訓練指導要領	
	通常点検			救出・救護訓練指導要領	
現場指揮	現場指揮の重要性と効果	3	安全管理	危険予知訓練	2
	火災防ぎよ指揮要領と留意点			危険要因・事故防止対策	
	建物火災現場指揮訓練		行事その他		1
防災	災害対策基本法と消防団の役割	2			
	地域防災計画に占める消防団の役割				

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数：2日
- 実 日 数：2日
- 単位時間数：12時間

イ 指揮幹部科 現場指揮課程

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話・ 現場指揮・ 安全管理	現場指揮者としての職責と心構え	1	避難誘導 訓練	大規模地震発生に伴う津波災害発生等の避難誘導・広報	2
	現場指揮の重要性と効果				
	現場指揮要領と留意点		災害情報 収集・伝達 訓練	他機関との連携による捜索活動・情報収集・伝達等情報共有	1
	消防団活動に伴う危険要因				
	事故防止対策		地域防災 指導訓練	初期消火・応急手当等簡易な救助の指導方法	1
火災防ぎよ 訓練	事故発生時の措置				
	大規模火災発生時における指揮要領	2			
水災活動 訓練	風水害時の救助活動・指揮要領	2	行事その他		1
救助・救命 訓練	倒壊家屋からの救助救命と指揮要領	4			

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数：2日
- 実 日 数：2日
- 単位時間数：14時間

ウ 指揮幹部科 分団指揮課程

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話・組織制度・安全管理	現場指揮者としての職責と心構え	2	災害対策	災害情報収集・伝達等情報共有 他機関連携	
	消防団組織の現況		図上訓練		
	消防団充実強化・活性化対策		訓練礼式	指揮要領等	2
	公務災害補償制度の概要		事例研究	消防団充実強化・活性化事例 安全管理事例	2
防災	災害対策基本法と消防団の役割	3	行事その他		1
	地域防災計画に占める消防団の役割				
	長期化活動対策				
	惨事ストレス対策				
災害対策 図上訓練	分団本部活動・管理運営要領	2			
	部隊等の安全管理				

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数： 2 日
- 実 日 数： 2 日
- 単位時間数： 1 2 時間

④ 特別教育

ア 訓練礼式指導員科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	指導員の職責と心構え	1	行事その他		2
訓練礼式	礼式の基本的事項	2			
	指導要領				
部隊訓練	号令の掛け方	7			
	小隊訓練停止間及び行進間の指揮要領				
	指導要領（実技）				

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数： 2 日
- 実 日 数： 2 日
- 単位時間数： 1 2 時間

イ ポンプ操法指導員科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
指導要領	指導上の注意事項	1	大会運営要領	大会運営	1
実施要領	操法要領の基本的知識	3	行事その他		2
	実施方法				
審査要領	審査要領の基本的事項	5			
	審査方法				

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数： 2 日
- 実 日 数： 2 日
- 単位時間数： 1 2 時間

ウ ラッパ吹奏科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
訓練礼式	ラッパ隊の礼式の基本	1	行事その他		2
音楽理論	ラッパの基礎	2			
ラッパ吹奏実技	基本的吹奏技術	7			
	ラッパ吹奏応用				
	ラッパ吹奏披露				

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数： 2 日
- 実 日 数： 2 日
- 単位時間数： 1 2 時間

エ 女性消防団員科

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	現状と課題、充実強化・活性化対策 等	1
訓練礼式	各個訓練 等	1
応急手当	搬送法、CPR、包帯法 等	2
消防設備	屋内消火栓、消火器 等	1
意見交換	グループ討議・意見発表等	1
行事その他		1

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数： 1 日
- 実 日 数： 1 日
- 単位時間数： 7 時間

⑤ 校外教育

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
現場指揮	安全管理	1
訓練礼式	各個訓練の指導要領	4
	小隊訓練の指導要領	
	通常点検の指導要領	

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数： 1 日
- 実 日 数： 1 日
- 単位時間数： 5 時間

(3) 一般教育

① 自衛消防隊員教育

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	現状と課題	1
救出・救助	指導上の注意事項	2
応急救護	上級救命講習に準じた講習	3
	止血法等	
自衛消防 隊員の 消防活動	災害発生時の対応要領	2

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
消防用設備	各種消防用設備概要等	2
意見交換	情報共有	3
行事その他		4

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数： 2 日
- 実 日 数： 2 日
- 単位時間数： 12 時間

② 少年消防クラブ員教育

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	防火・防災の話し	0.5
応急救護	心肺蘇生法等	0.5
体験学習	煙・地震・通報・放水体験等	2.5
意見交換	少年消防クラブ紹介等	1
行事その他		0.5

標準的な教育訓練日数等

- 総 日 数： 1 日
- 実 日 数： 1 日
- 単位時間数： 5 時間

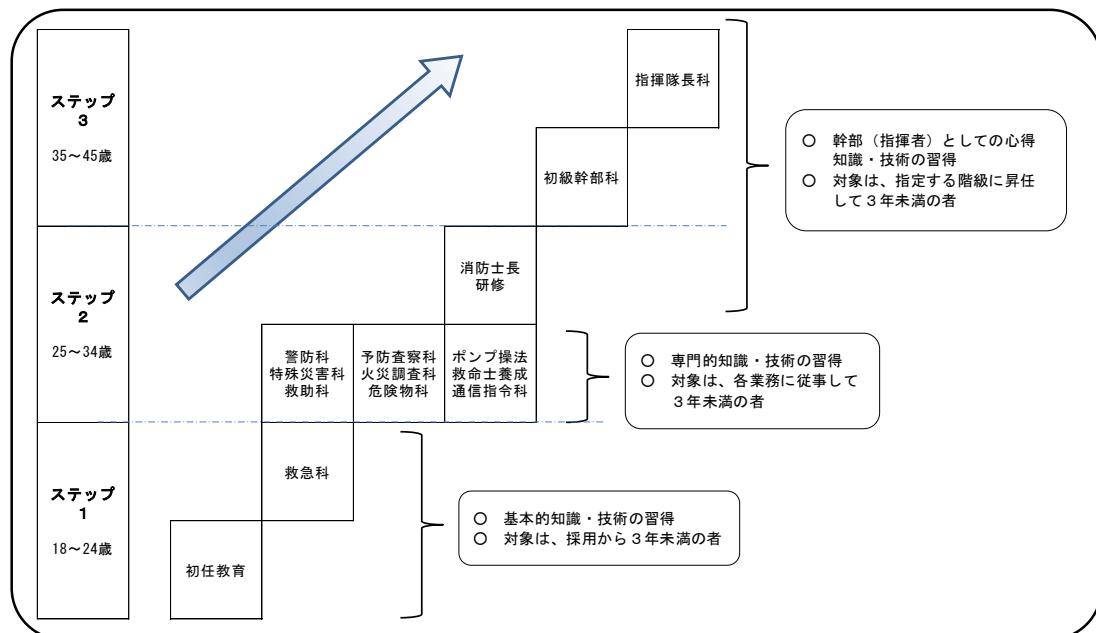
【IX 教育訓練トレーニングビジョン】

(1) 消防職員

各教育訓練における最終的な目標は、知識・技術の習得のみならず、地域を守る人材の育成であることから、より効果の得られるトレーニングビジョンを構築することで、より良い人材が生まれる。

人材育成のための参考としてほしい。

※消防職員ロールモデル（例）



① ステップ 1

採用からおおむね 3 年以内に、基礎である初任教育及び必須となる救急科を受講し、基本的な消防活動ができる人材を目指す。

② ステップ 2

ステップ 1 からおおむね 10 年未満となる時期までに、各種専科教育及び特別教育において、専門的知識・技術を身に付け、自ら積極的に活動（判断）ができる人材を目指す。

③ ステップ 3

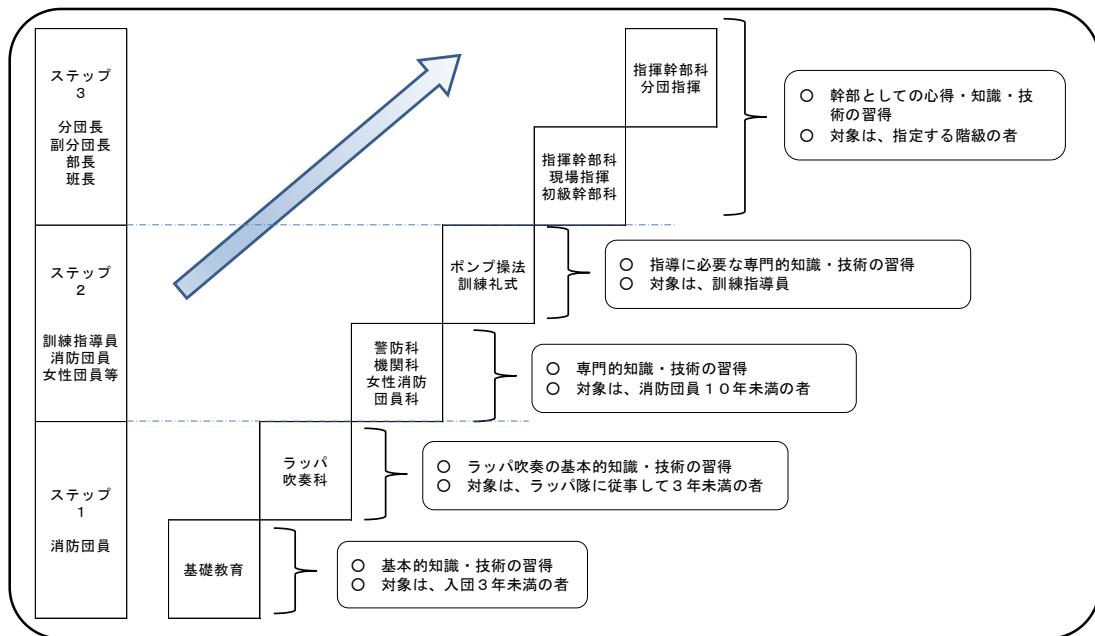
ステップ 2 からさらに経験を積み、指揮者となる階級（司令・消防司令補等）に昇任した際、部隊を指揮するための知識・技術の習得、管理能力等を身に付け、組織の中核を担う人材を目指す。

なお、ステップ 3 以降の教育（キャリアアップ等）については、消防大学校等への入校とする。

(2) 消防団員

各市町村の事情等により、全団員が消防学校への入校が叶わない状況下にあることから、下記に示したロールモデル表に、校外教育等を併用しながら、人材の育成に努める。

※消防団員ロールモデル（例）



① ステップ1

入団からおおむね3年以内に、基礎となる基礎教育（I及びII）を受講し、基本的な消防団活動ができる人材を目指す。

また、ラッパ吹奏に関する基本的な知識・技術を習得し、各種行事において基本的な演奏ができる人材を目指す。

② ステップ2

ステップ1からおおむね10年未満となる期間中に、各種の専科教育や特別教育を受講し、専門的知識・技術を身に付けるとともに、積極的な消防団活動（判断）ができる人材を目指す。

③ ステップ3

ステップ2からさらに経験を積み、分団長・副分団長等に昇任した際、部隊を指揮するための知識・技術の習得、管理能力等を身に付け、消防団組織の中核を担う人材を目指す。

なお、ステップ3以降の教育（キャリアアップ等）については、消防大学校等への入校とする。

資料

【新指針策定に係る検討・開催経過等】

令和5年度

福島県消防学校運営協議会（委員）

所 属	職 名	氏 名
福島県消防長会	会長	七島真司
いわき市消防本部	消防長	谷野真
伊達地方消防組合消防本部	消防長	三浦恒男
相馬地方広域消防本部	消防長	五賀和広
喜多方地方広域市町村圏組合消防本部	消防長	岩橋隆明
公益財団法人福島県消防協会	会長	吉田秀一
郡山市消防団	団長	二瓶重信
福島市消防団	団長	西山敏彦
危機管理部消防保安課	課長	高橋伸英
福島県消防学校	校長	須田真一

○ 会議

年月日：令和5年10月25日（水）

場 所：福島県消防学校会議室

内 容：令和6年度教育訓練実施計画（案）について

（次期教育指針策定に向けての検証等について委員より質問）

福島県消防学校教育等関係機関担当課長等会（委員）

所 属	職 名	氏 名
福島県消防保安課	主任主査	橋本智
公益財団法人福島県消防協会	事務局長	佐藤清一
福島市消防本部	次長兼消防総務課長	佐久間孝雄
いわき市消防本部	総務課長	富谷聰
伊達地方消防組合消防本部	総務課長	和光周一
安達地方広域行政組合消防本部	総務課長	野田健
郡山地方広域消防組合消防本部	参事兼総務課長	鈴木哲則
須賀川地方広域消防本部	総務課長	三吉康之
白河地方広域市町村圏消防本部	参事兼総務課長	廣澤貴夫
喜多方地方広域市町村圏消防組合消防本部	総務課長	小林美和
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	副参事兼総務課長	松本巧美
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	総務課長	星光喜
相馬地方広域消防本部	次長兼総務課長事務取扱	太田修司
双葉地方広域市町村圏組合消防本部	次長兼総務課長	金澤文男
福島県消防学校	総務課長	星安子

○ 第1回会議

年月日：令和5年8月2日（水）

場 所：福島県消防学校会議室

内 容：令和6年度実施教育希望教科目調査等について

（中期的ローテーション表の策定要望あり）

○ 第2回会議

年月日：令和5年9月7日（木）

場 所：福島県消防学校会議室

内 容：その他

（中期的な教育ローテーション策定の是非、最終確認）

○ 第3回会議

年月日：令和6年2月26日（月）

場 所：福島県消防学校会議室

内 容：次期「福島県消防学校教育訓練指針」策定スケジュールについて

次期「福島県消防学校教育訓練指針」策定内容（概要）について

令和6年度

福島県消防学校運営協議会（委員）

所 属	職 名	氏 名
公益財団法人福島県消防協会	会長	西山敏彦
いわき市消防団	団長	加藤義勝
郡山市消防団	団長	七海和浩
福島県消防長会	会長	七島真司
いわき市消防本部	消防長	谷野真
須賀川地方広域消防本部	消防長	小針則雄
相馬地方広域消防本部	消防長	五賀和広
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	消防長	高橋稔雄
危機管理部消防保安課	課長	椎名勉
福島県消防学校	校長	宍戸哲也

○ 会議

年月日：令和6年10月30日（水）

場 所：福島県消防学校会議室

内 容：その他

次期教育訓練指針策定進捗状況について

福島県消防学校教育等関係機関担当課長等会（委員）

所 属	職 名	氏 名
福島県消防保安課	主 任 主 査	佐 藤 繁
公益財団法人福島県消防協会	事 務 局 長	佐 藤 清 一
福島市消防本部	次 長 兼 消 防 総 務 課 長	大 岡 哲
いわき市消防本部	総 務 課 長	富 谷 聰
伊達地方消防組合消防本部	総 務 課 長	和 光 周 一
安達地方広域行政組合消防本部	総 務 課 長	野 田 健
郡山地方広域消防組合消防本部	総 務 課 長	立 花 清
須賀川地方広域消防本部	総 務 課 長	三 吉 康 之
白河地方広域市町村圏消防本部	総 務 課 長	遠 藤 栄
喜多方地方広域市町村圏消防組合消防本部	総 務 課 長	菊 地 文 夫
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	総 務 課 長	大 堀 潤 一
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	総 務 課 長	星 光 喜
相馬地方広域消防本部	次 長 兼 総 務 課 長 事 務 取 扱	太 田 修 司
双葉地方広域市町村圏組合消防本部	総 務 課 長	林 浩
福島県消防学校	総 務 課 長	星 安 子

○ 第1回会議

年月日：令和6年7月17日（水）

場 所：福島県消防学校会議室

内 容：次期教育指針策定に向けた照会結果等について

- ① 教育訓練実施に関する意向調査結果
- ② 次期教育訓練指針策定に係る教官派遣ローテーション（学校素案）

○ 第2回会議

年月日：令和6年9月5日（木）

場 所：福島県消防学校会議室

内 容：中期教育訓練基本ローテーション（素案）について

○ 第3回会議（兼 新指針策定検討会）

年月日：令和7年2月25日（火）

場 所：福島県消防学校会議室

内 容：新指針策定状況について

各項目の変更等について

令和7年度

福島県消防学校運営協議会（委員）

所 属	職 名	氏 名
公益財団法人福島県消防協会	会長	西山敏彦
いわき市消防団	団長	加藤義勝
郡山市消防団	団長	七海和浩
福島県消防長会	会長	橋本則昭
郡山地方広域消防組合消防本部	消防長	渡辺雅彦
須賀川地方広域消防本部	消防長	小針則雄
双葉地方広域市町村圏組合消防本部	消防長	金澤文男
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	消防長	高橋稔雄
危機管理部消防保安課	課長	椎名勉
福島県消防学校	校長	境野浩義

○ 会議

年月日：令和7年10月29日（水）

場 所：福島県消防学校会議室

内 容：その他

次期教育訓練指針策定最終確認及び承認について

福島県消防学校教育等関係機関担当課長等会（委員）

所 属	職 名	氏 名
福島県消防保安課	主任主査	佐藤繁
公益財団法人福島県消防協会	事務局長	佐藤清一
福島市消防本部	次長兼消防総務課長	大岡哲
いわき市消防本部	総務課長	二瓶耕一
伊達地方広域消防組合消防本部	総務課長	佐藤弘二
安達地方広域行政組合消防本部	総務課長	野田健
郡山地方広域消防組合消防本部	参事兼総務課長	立花清
須賀川地方広域消防本部	総務課長	三吉康之
白河地方広域市町村圏消防本部	参事兼総務課長	遠藤栄
喜多方地方広域市町村圏消防組合消防本部	総務課長	菊地文夫
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	副参事兼総務課長	大堀潤一
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	総務課長	星光喜
相馬地方広域消防本部	次長兼総務課長事務取扱	高原和博
双葉地方広域市町村圏組合消防本部	次長兼総務課長	林浩
福島県消防学校	総務課長	星安子

○ 第1回会議

年月日：令和7年7月24日（木）

場 所：Web会議

内 容：新指針策定検討会（R7.2.25開催）以降の内容変更等について

① 女性消防団員科のカリキュラムについて

② 教育訓練基本ローテーション（案）の一部修正について

○ 第2回会議

年月日：令和7年9月9日（火）

場 所：Web会議

内 容：第1回会議時の修正点等の確認及び承認

○ 書面会議

年月日：令和7年10月14日（火）

内 容：教育訓練指針（第2期）の一部（女性消防職員活躍推進）追記事項承認